

「留意事項(特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護)」

【共通事項】

1 共通資料の当該資料を参照してください。

- (1) 各サービスに共通する事項について、資料 1 を参照してください。
- (2) 認知症に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置について、資料 2 を参照してください。
(令和 6 年 3 月までは努力義務)
- (3) ハラスメント防止に係る事業主の取るべき措置について、資料 3 を参照してください。
- (4) 業務継続計画の策定等について、資料 4 を参照してください。(令和 6 年 3 月までは努力義務)
- (5) 感染症の予防及びまん延防止のための措置について、資料 5 を参照してください。
- (6) 虐待の防止について、資料 6 を参照してください。(令和 6 年 3 月までは努力義務)

2 別紙「身体的拘束等の適正化」を参照してください。

【特定施設入居者生活介護】

1 人員基準

(1) 生活相談員

特定施設入居者生活介護では、生活相談員の資格要件はありませんが、養護老人ホーム及び軽費老人ホームでは、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者(※)とされています。

※佐世保市では、同等以上の能力を介護支援専門員又は介護福祉士としています。

(2) 常に1以上の介護職員の配置

一般型(介護予防)特定施設入居者生活介護において、特定施設入居者生活介護を利用する入居者(要介護者)が1人でもいる場合には、常に1以上の介護職員の配置が必要です。兼務発令をしていない看護職員などが夜勤時間帯などに1人勤務とならないようにし、それぞれ必要な常勤換算数も確認してください。

また、機能訓練指導員が介護職員を兼務する場合は、常勤専従が求められる個別機能訓練加算の算定要件に合致しませんのでご注意ください

2 内容及び手続の説明及び契約の締結等

(1) 重要事項

特定施設入居者生活介護において、説明が必要な重要事項は、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要、要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、利用料の額及びその改定の方法並びに事故発生時の対応等とされています。

(2) 契約の締結

- a 特定施設入居者生活介護では、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければなりません。また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載しなければなりません。
- b より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ、契約に係る文書に明記しなければなりません。

3 特定施設サービス計画の作成

- (1) 特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければなりません。
- (2) 利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容及びサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければなりません。
- (3) 介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項をも含めたものとする。なお、当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとするとされています。
- (4) 原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければなりません。
- (5) 特定施設サービス計画を利用者に交付したことについて記録してください。

4 運営規程の記載内容

(1) 指定特定施設入居者生活介護の内容

「指定特定施設入居者生活介護の内容」については、入浴の介護の 1 週間における回数等のサービスの内容を指すものとされています。

※特定施設入居者生活介護では、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に 2 回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならないとされていますが、軽費老人ホームの基準では 2 日に 1 回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならないとされていますので、ご注意ください。

(2) 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を指すものとされています。

5 掲 示

(1) 掲示すべき内容は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等となっています。

※軽費老人ホームの基準では、軽費老人ホームの運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないとされていますのでご注意ください。

6 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

(1) 提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組

a 特定施設入居者生活介護におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)の算定要件に、「提供する指定特定施設入居者生活介護

の質の向上に資する取組を実施していること。」があります。

b 提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組については、サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的として、事業所として継続的に行う取組を指すものとしてされています。

(例)

- ・ LIFEを活用したPDCAサイクルの構築
- ・ ICT・テクノロジーの活用
- ・ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
- ・ ケアに当たり、居室の定員が2以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること

c 実施に当たっては、当該取組の意義・目的を職員に周知するとともに、適時のフォローアップや職員間の意見交換等により、当該取組の意義・目的に則ったケアの実現に向けて継続的に取り組むものでなければならないとされています。

【認知症対応型共同生活介護】

1 地域密着型サービスにおける必要な研修の未受講者を配置する場合について、共通資料集の資料7を参照してください。

2 人員基準

(1) 計画作成担当者

令和3年3月以前は、共同生活住居ごとに計画作成担当者の専従配置が求められ、支障がない場合の兼務も当該共同生活住居の職務に限られていましたが、令和3年4月の改正により、認知症対応型共同生活介護事業所ごとの専従配置となり、支障がない場合は、当該事業所内の職務との兼務が認められています。

3 内容及び手続の説明及び同意

(1) 重要事項

認知症対応型共同生活介護において、説明が必要な重要事項は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等とされています。

4 認知症対応型共同生活介護計画の作成

- (1) 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動(地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等)の確保に努めなければならないとされています。
- (2) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければなりません。
- (3) 計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければなりません。
- (4) 認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付したことについて記録してください。

5 協力医療機関等

- (1) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければなりません。これは、バックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整えなければならない旨を規定したもので、これらの協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとされています。

6 掲 示

- (1) 掲示すべき内容は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等となっています。

別紙

身体的拘束等の適正化

身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければなりません。

下記 3 から 5 については、施設・事業所において身体拘束等が行われていない場合であっても措置を講じる必要があります。

2 から 5 を実施していない場合は、身体拘束廃止未実施減算の対象となりますのでご注意ください。

1 身体的拘束等について

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。

2 身体的拘束を行う場合の記録

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合で、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。

3 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催等

- (1) 委員会は 3 月に 1 回以上開催し、その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図らなければなりません。
- (2) 構成メンバーは、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要とされて

います。

- (3) 関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。
- (4) 委員会は、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設・事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要とされ、具体的には、次のようなことを想定しているとされています。
 - イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
 - ロ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
 - ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。
 - ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
 - ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
 - ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

4 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

- (1) 「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととされています。
 - イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
 - ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
 - ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
 - ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

5 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

- (1) 研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設・事業所における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとされています。
- (2) 職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要とされています。
- (3) 研修の実施内容についても記録することが必要です。
- (4) 研修の実施は、施設・事業所内での研修で差し支えありません。